

## アクティビティノート <第 354 号>

2026 年 7 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

1-1 2026 年 7 月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3～10

2. コラム「慣れが教えてくれること」 …… p.11～12

## TOPICS

### 慣れが教えてくれること



コラム

エアコン漬けの生活の後の暑さは、いつも以上に身にこたえるものです。それは暑さが変わったのではなく、自分自身の「慣れ」が変化したからかもしれません。今回は、暑熱順化や嗅覚順応などを例に、「慣れ」が教えてくれることを考えます。

## 『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターの 2025 年度の活動報告書を発行しました。  
本編（概況、トピックス紹介）、資料編（相談内容および、発信情報をすべて掲載）の 2 部構成です。

下記リンクからご確認ください。

<https://chemical-pl.jp/activity/#annual>

## 1. 相談業務

### 1. 1 相談受付件数

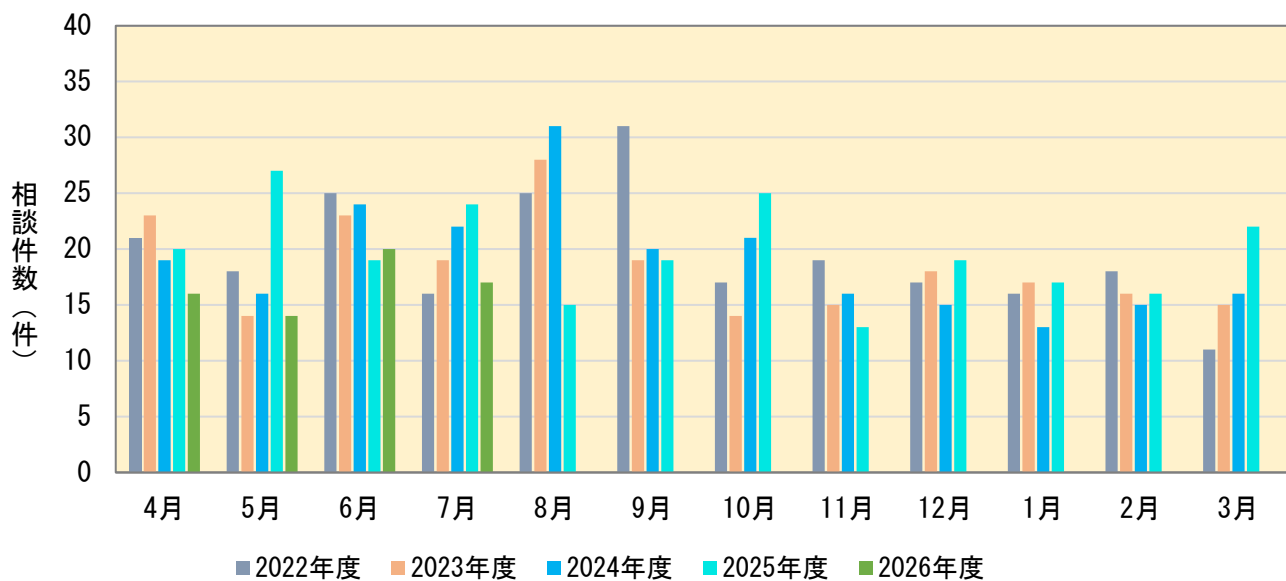
2026 年 7 月度相談受付件数（7/1～7/31 実働：22 日）

|               | 事故クレーム<br>関連相談 | 品質クレーム<br>関連相談 | クレーム関連<br>意見・報告等 | 一般相談<br>等 | 意見・報告<br>等 | 合計 | 構成比* |
|---------------|----------------|----------------|------------------|-----------|------------|----|------|
| 消費者・<br>消費者団体 | 2              | 0              | 0                | 8         | 0          | 10 | 59%  |
| 消費生活C・<br>行政  | 1              | 0              | 0                | 2         | 0          | 3  | 18%  |
| 事業者・<br>事業者団体 | 1              | 0              | 0                | 1         | 0          | 2  | 12%  |
| メディア・<br>その他  | 0              | 0              | 0                | 2         | 0          | 2  | 12%  |
| 合計            | 4              | 0              | 0                | 13        | 0          | 17 |      |
| 構成比*          | 24%            | -              | -                | 76%       | --         |    | 100% |

\* 数値の端数処理の関係で合計が 100%とならないことがあります。

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

|              |                                           |
|--------------|-------------------------------------------|
| 事故クレーム関連相談   | 製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの          |
| 品質クレーム関連相談   | 拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情              |
| クレーム関連意見・報告等 | 事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの |
| 一般相談等        | 一般的な相談・問合せ等                               |
| 意見・報告等       | 一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの                     |



相談受付数の推移（2022～2026年度）

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <エアコン洗浄剤で浴室の床が変色> 「築5年の新築の戸建てに住んでいる。〇〇社にエアコン洗浄を依頼した。エアコン内の部品を業者が浴室で洗浄したら、業者が帰った後に、作業した部分の浴室の床が白っぽく変色している事に気が付いた。〇〇社に電話で状況を伝えたら、使用した専用洗浄剤△△のSDSを送ってくれ、変色の原因とは考えにくい、調査をして部品洗浄が原因であると判明したら補償するといわれた。△△の成分は水、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、有機酸塩、ホウ酸ナトリウム、界面活性剤である。浴室のメーカーに相談したら、調査は可能だが、費用はかかるといわれた。費用を当方で支払わなければいけないのか。」という相談を受けている。変色の原因などについて知見はないか。〈消費生活C〉

⇒今回、床の一部が白っぽく見える事象は、エアコン洗浄サービスの実施後に確認されたものであることから、まずは作業を行った事業者に対し、使用した洗浄剤や作業内容を踏まえた原因確認を求めることが考えられます。なお、床の一部が白っぽく見える原因としては、床材に何らかの変化が生じた場合だけでなく、作業によって床に付着していた汚れ等が部分的に除去された結果、周囲との色調差が生じている可能性も考えられます。実際の原因については現物を確認しなければ判断することは困難です。また、調査費用の負担については、原因や責任の所在によって異なります。まずは事業者に状況を確認してもらい、必要な調査や費用負担について協議することが考えられます。

- ◆ <エアコンクリーニング後の体調不良> 1か月ほど前にエアコンクリーニングを依頼した。その約2週間後から、自分及び家族に咳の症状が続くようになり、呼吸器内科を受診したところ、アレルギー性の炎症反応が見られるとして喘息の治療を受けている。エアコンが原因ではないかと思い4日前に内部を確認したところ、黒い抗菌フィルターに白っぽいカビが付着していた。クリーニング時にはお掃除ロボットのパーツ洗浄についても別料金を支払っていたが、2日前に別業者へ再度クリーニングを依頼したところ、そのパーツにはカビが多く付着しており、十分に清掃されていなかった可能性があるとの指摘を受けた。なお、当初のクリーニング時は立ち会っておらず、作業後の状態は確認していなかった。再クリーニング後は症状が落ち着いてきている。エアコンクリーニングが不十分だったためにカビが飛散し、喘息を発症したのではないかと考えている。医師からは「可能性はあるが、原因まで特定した診断書は作成できない」と言われた。最初の業者はクリーニング代金の返金には応じると言っているが、治療費についても負担してほしい。どのように対応したらよいか。なお、化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒化学製品PL相談センターでは、製品やサービスの作業内容の評価、原因調査、事業者との

仲介や損害賠償についての判断を行うことはできません。エアコン内部のカビは、使用環境や内部の湿度等の条件によって発生するものであり、クリーニング前から付着していた可能性もあります。そのため、今回確認されたカビがいつ発生したものなのか、また、クリーニング作業との関係については、確認された状況だけで判断することはできません。また、エアコン内部のカビと今回の呼吸器症状との因果関係についても、どのようなカビに、どの程度曝露されたのか、そのカビが症状の原因となったのかを客観的に確認する必要があります。医師からも「可能性はあるが、原因まで特定した診断書は作成できない」と説明されていることから、エアコンクリーニングと症状との因果関係を明確にすることは困難です。再クリーニング後に症状が落ち着いてきたとのことですが、症状改善がエアコンの清掃によるものか、治療によるものかを判断することもできません。治療費等の負担を事業者を求める場合には、エアコンの状態と今回の症状との因果関係を客観的に示すことが必要になります。必要に応じて弁護士等による法律相談の利用をご検討いただくことも一案です。

- ◆ <車のバンパーにシリコーンスプレーを噴霧したら溶けた> 半月ほど前、均一ショップ〇〇でシリコーンスプレーを購入し、10年以上乗っているSUV車のバンパーの無塗装部分に噴霧したところ、数秒で溶けたような状態になり、凹みが生じた。〇〇社に問い合わせたが、メールでしか対応してくれず、回答までさらに半月かかると言われており、対応に不満がある。現在〇〇社から回答待ちであるが、車の修理業者にみてもらい見積もりをとったところ修理費用が20万円位かかると言われた。修理費用を〇〇社に負担してもらいたいが、何か知見はないか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇社の「シリコーンスプレー」は、公式の商品情報によると、成分がシリコーンオイルであり、幅広い素材に使用できると表示されています。一方、変色・変質のおそれがあるため、塗装面、メッキ面、アルミなどには付着させないよう注意されています。今回、バンパーに噴霧したところ数秒で「溶けたような状態」になり、凹みが生じたとのことですが、この情報だけでは、シリコーンスプレーによってバンパーが化学的に損傷したのか、あるいは別の原因によるものなのかを判断することはできません。バンパーの材質や経年劣化の状況、表面の塗装・コーティングの有無、使用した量や噴霧した範囲などによっても状況は異なると考えられます。製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを定めた法律です。損害賠償を求めるためには、一般に①製品に「欠陥」があること、②損害が発生していること、③その欠陥と損害との因果関係があることを示す必要があります。これらについては、原則として損害賠償を求める側が立証することになります。一方で、実際の原因については、製造業者等が製品の仕様や使用状況などを確認した上で調査を行う場合があります。すでに〇〇社に問い合わせしているので、まずは、〇〇社からの回答を待ち、使用した製品の成分や使用方法、バンパーの材質などを踏まえて、今回の事象について調査・確認してもらうのがよいでしょう。また、購入したシリコーンスプレーや容器、使用した際の状況が分かる写真、損傷したバンパーの写真、修理業者の見積書などは、今後のやりとりに備えて準備および保管しておくことをおすすめします。

- ◆ <業務用の住居用洗剤を使用してテーブルが損傷> いつも使用している〇〇社の業務用△△ 4.5ℓをスプレーボトルに詰め替え、お店のテーブルを拭いたところ、テーブルの表面が白濁し、損傷してしまった。〇〇社のお客様相談室に相談し、使用した△△の内容液を調べてもらったところ、製品の製造ロットは規格範囲内で問題なかったが、使用品の臭いは標準とは異なり、pHが14の強アルカリ（規格値は10～11）であったことから、出荷後から使用するまでの間に何らかの物質が混入した可能性があると言われた。実際にテーブルが損傷するなどの損害が発生している。警察に相談することも考えているが、誰かに間に入ってもらう方がよいと思っている。どこに相談するのがよいか。消費生活センターに相談したら、事業者からの相談は受けられないといわれ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥により生命、身体又は財産に損害が生じた場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを定めた法律です。同法に基づき損害賠償を請求するためには、①製品に「欠陥」があること、②損害が発生していること、③その欠陥と損害との因果関係があることを、被害者側が示す必要があります。今回、〇〇社からの調査では、製造ロットに異常は認められず、出荷後から使用するまでの間に何らかの物質が混入した可能性があるとの見解が示されています。このことから、製品に「欠陥」があることを客観的に示すことが難しいと考えられます。損害賠償請求など法的な対応については、法律の専門家に相談されてはいかがでしょうか。企業・個人事業主の相談窓口として、日本弁護士連合会および全国52の弁護士会が提供する「ひまわりほっとダイヤル」があります。

## ◆ 品質クレーム関連相談

なし

## ◆ 一般相談

- ◆ <輸入化粧水の品質について> 「韓国コスメの化粧水をいつも公式サイトから購入していたが、今回、韓国の通販サイトから同じ製品を購入した。手元に届いた商品は未開封なのに、中に水垢のような浮遊物が見られた。通販サイトに連絡したら、天然由来の成分を含んでいるので浮遊物があることもあるが、問題はないと言われた。心配なので、製造メーカーに確認したら、浮遊物は原料由来のこともあるが、原因は調査しなければわからない。ただし公式サイト購入品ではないので、調査はできないと言われた。製品の品質は大丈夫だろうか」との相談を受けている。知見はないか。〈消費生活C〉

⇒化粧水の中に見られる浮遊物の原因としては、原料である天然由来成分のばらつきによるもののほか、成分の一部が温度変化などによって結晶化したもの（析出）や、菌などのコンタミネーション（微生物汚染）や製造時の異物混入など、様々な可能性が考えられます。今回、韓国の通販サイトから直接購入されたとのことですので、この取引は「個人輸入」に該当します。海外のECサイトで購入した製品は、必ずしも日本国内の安全基準や品質基準（薬機法など）に則っているとは限らず、その品質や安全性については購入者の自己責任

が伴います。メーカーが「公式サイト購入品以外は調査できない」とするのは、公式サイト以外の流通経路を経た製品については、適切な保管・管理がなされていたかどうかの保証ができないためと考えられます。購入した通販サイトの販売先に、不安を伝え、製品の調査や交換なども含めて再度ご相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <ホーロー鍋の安全性について> 「知人から中古のホーロー鍋をもらったが、安全性が気になる」という相談を受けている。安全性について知りたい。〈消費生活C〉

⇒ホーロー（琺瑯）は、鉄やアルミニウムなどの金属表面にガラス質の釉薬を焼き付けた素材であり、耐食性や耐熱性に優れています。現在、日本では食品衛生法において、材質試験および溶出試験の規格基準が定められています。使用に当たっては、表面のガラス質に目立つ割れやひび、欠け、著しいサビなどがいないか確認してください。このような損傷があると、下地の金属が露出し、サビや変色の原因となるため、食品の調理や保存への使用を避けた方がよいでしょう。一方、表面に損傷が見られず、適切な状態で使用されているホーロー鍋であれば、安全性について過度にご心配される必要はないと考えられます。

- ◆ <化粧水の使用期限について> ドラッグストアで購入したスプレー缶に入った化粧水〇〇に製造年月日が表記されていない。パッケージがいつもと違ったので、自分でロット番号を調べたら2021年に作られた製品のものであった。古い製品を使うのが不安で、メーカーに問い合わせたが、安全性に問題はなく使用できるという回答だった。メーカーの回答は本当なのか不安。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の安全性等の詳細情報は持ち合わせておりません。化粧品は、医薬品医療機器等法（薬機法）で、未開封の状態で適切に保管された場合に、3年を超えて品質が安定していることが確認されている製品については、製造年月日や使用期限の表示を省略できるとされています。そのため、製造年月日や使用期限が表示されていない製品は、一般的にはこの基準を満たしているものと考えられます。なお、保管状況によっては品質が変化する可能性もありますので、ニオイや噴霧状態、使用感がいつもと異なっていた場合は、再度メーカーに相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <海外通販サイトで購入した肌着の安全性について> 海外通販サイト〇〇で、紺色の肌着を購入したが、〇〇で販売されている製品にアゾ染料が使われていて発がん性があると言われていたことをネットで知った。〇〇に問い合わせたら安全だと言っているが本当なのか不安。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、ご相談製品に規制対象となるアゾ染料が含まれているかどうか、また、日本の関係法令に適合しているかどうかを確認することはできません。販売事業者から安全性や法令遵守について説明を受けられたとのことですが、その内容を当センターで確認または保証することはできません。アゾ染料には多くの種類がありますが、このうち化学的変化により特定芳香族アミンを生成する一部のアゾ染料については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、肌着などの対象家庭用品について基準が設けられています（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114934.html>）。ご相談製品は海外の事業者が運営する越境ECサイトを通じて購入されたものであり、個

人輸入の形態となる場合があります。このような製品は、国内で一般に流通している製品とは流通形態が異なるため、消費者が様々な条件を比較して選択する一方で、購入に当たっては一定の自己責任が伴います。一方で、近年は海外事業者による日本向け販売が増加していることから、国においても越境ECにおける製品安全対策が進められています。その一環として、国はオンラインマーケットプレイス事業者と連携し、安全ではない製品の流通防止やリコール情報の周知などを目的とした「製品安全誓約（日本国）」といった自主的な取組も行われています([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/product\\_safety\\_pledge/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/product_safety_pledge/))。このように、国としても越境ECにおける製品安全の確保に向けた取組が進められています。また、海外事業者が日本の消費者向けに製品を販売する場合には、日本の関係法令を遵守することが求められています。

- ◆ <PFASと健康被害との関係について> PFASが原因で糖尿病になったが、治療費の補償などをしてもらえない。血液検査でPFASの濃度が高いことを確認したが、発症した糖尿病との因果関係を医師が書いてくれないし、保険会社も補償をしてくれない。欧州では近々にPFAS全体が規制されると聞いたのに、補償については、医療費高騰となるからか、厚生労働省や環境省、経済産業省などに問合せても何も答えてくれない。どうしたらよいか。〈消費者〉

⇒PFAS（有機フッ素化合物）は多数の化学物質の総称であり、その一部については国際的に製造や使用が制限されています。また、一部のPFASについては、発がん性や脂質異常症、免疫機能への影響など、さまざまな健康影響との関連について国内外で研究が進められています。糖尿病との関連についても疫学研究が行われていますが、現時点では、血中PFAS濃度が高いことのみをもって、個人の糖尿病発症の原因であると特定することは困難とされています。疫学研究は集団全体の傾向を示すものであり、個別事例における発症との因果関係を証明するものではありません。なお、当センターでは専門分野ではない医学的な判断は行えないため、PFASへの曝露と糖尿病発症との因果関係や、それに基づく補償の可否についてお答えすることはできません。従って、保険給付や損害賠償等についても、当センターから具体的に案内することはできかねます。

- ◆ <こぼした灯油の臭いについて> 3月上旬に自宅のホームタンクの灯油が漏れ、和室の窓や庭の土にかかってしまった。清掃業者に依頼し中和剤を使用して洗浄し、灯油がかかった庭の土も廃棄してもらった。しかし4ヶ月近く経った今も臭いが消えない。灯油は揮発すると聞くが、臭いが消えるのにどの位の期間がかかるのか知りたい。〈消費者〉

⇒灯油はガソリンに比べて揮発性が低く、木材や樹脂、塗装面、土壌などに吸着・浸透すると、臭いが長時間残ることがあります。窓ガラスの表面についた灯油は洗浄により除去できますが、窓枠の木やサッシの隙間に浸透してしまった場合には、臭いの原因となる成分が残ることがあります。臭いが残る期間は、付着した量や材質、浸透の程度、気温や換気状況などの条件により大きく異なるため、一概にお答えすることはできません。また、臭いの感じ方には個人差があります。臭いが気になるようでしたら、臭いの発生源が残っていないかを含め、再度清掃業者にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <アクリル系樹脂の安全性について> アイロン用の折り目スプレー〇〇の容器の形状が、自

分が使用している化粧水と似ており、1週間程前に家に遊びにきた姉が、誤ってコットンで顔に塗布してしまった。5分程で気づきよく洗顔をした。その後肌に異常はないというが、後から健康影響がでないか不安である。〇〇の成分は、アクリル系樹脂、フッ素系樹脂、水、防腐剤と書かれている。ネットで、アクリル系の樹脂の原料(モノマー)の有害性について見かけ不安になった。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒〇〇に配合されているアクリル系樹脂は繊維用の糊剤として、フッ素系樹脂は繊維には水性を付与する目的などで使用される成分です。いずれも分子量の大きい高分子(ポリマー)であり、原料となる低分子化合物(モノマー)とは性質が異なります。一般に、高分子化した樹脂は皮膚からは吸収されにくいと考えられています。ご相談状況では、使用後約5分で気づき、十分に洗い流したこと、また、その後も皮膚に異常がみられていないことから、今回の使用によって後から健康影響が現れる可能性は低いと考えられます。ただし、今後、赤み、かゆみ、痛みなどの皮膚症状が現れたり、気になる症状が続いたりする場合には、皮膚科を受診してください。

- ◆ <車の窓に貼るテープについて> 〇〇社の車の窓に貼るのに適したテープを探している。〇〇社に窓の素材や適したテープを聞いたが、分からないと言われ教えてもらえなかった。自分で調べたところ、車の窓はポリエステル素材でできているものと思われる。養生テープでは短期間で剥がれるので、長期間剥がれない、ポリエステル素材の車の窓に適したビニールテープを教えて欲しい。化学製品PL相談センターはネットで調べて知った。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別製品用途に適した製品の紹介は行っておりません。一般的な自動車の窓にはガラスが使用されていますが、車種や仕様によっては樹脂材料やフィルムなどが用いられている場合もあり、窓の材質は一概ではありません。粘着テープは屋外で長期間ガラスに貼る用途として設計されているとは限らず、紫外線や熱の影響により粘着剤が劣化して、剥がしにくくなったり、粘着剤が残ったりすることがあります。また、窓面にコーティングが施されている場合には、剥離時にコーティングへ影響を与える可能性もあります。〇〇社の車の窓に適したテープについて、当センターで判断することはできません。カー用品を取り扱う店舗もしくは自動車販売店に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <衣類についたニオイの取り方> 柔軟剤などのニオイが嫌いでいつも自宅では無香料の洗濯用石けんを使用している。周囲から自分の衣類やタオルに他人の柔軟剤のニオイなどが付着して、何回洗濯しても取れない。クエン酸や、酸素系の漂白剤、重曹などいろいろ使ってみたが落ちない。どうやったら落ちるだろうか。自然の香りはよいが人工的なニオイは好きではない。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒柔軟剤などの香り成分は繊維に吸着しやすく、一度付着すると通常の洗濯では落ちにくいことがあります。特にポリエステルなどの化学繊維は、香り成分を保持しやすい傾向があります。ご相談のように、無香料の洗濯用石けんによる繰り返しの洗濯に加え、クエン酸、酸素系漂白剤、重曹などを試しても十分な効果が得られない場合は、香り成分が繊維に残っている可能性が考えられます。また、嗅覚はごく微量のにおい成分でも感じる場合があります。においの感じ方や気になる方には個人差があります。そのため、香り成分がごくわずかに残っているだけでも、においを感じる場合があります。

- ◆ <処方されている薬が合わない> 3か月前に白髪染めでアナフィラキシーを起こし、顔が腫れ入院・治療をした。現在は良くなったが、その後病院で処方された外用薬を塗布すると、喉が痛くなったり、臭いが気になったりしている。皮膚科の医者に相談し、おそらく化学物質過敏症かもしれない言われ、化学物質に対するパッチテストを実施する予定。今までそういうことが一切なかったのに、なぜこのようなことになるのか。化学製品PL相談センターは以前も相談したことがある。〈消費者〉

⇒白髪染めによるアナフィラキシーと、その後の症状との関係については、当センターで判断することはできません。一般的に化学物質過敏症とは、ごく微量の化学物質への暴露によって、さまざまな症状が現れる状態を指します。一方で、その発症メカニズムは、現在も十分に解明されていません。診断は症状や経過などを総合的に評価して行われます。すでに医療機関を受診され、化学物質に対するパッチテストを受けられるということですので、検査結果も踏まえ、引き続き主治医の先生とよくご相談ください。

- ◆ <ネックリングの取り扱いや安全性について> 中国で製造したネックリングを国内で販売している。リングの内容液が漏れて肌荒れをしたという相談も寄せられており、対応を検討している。化学製品PL相談センターのウェブサイトにはネックリングの取り扱いについての記事があるのを見たが、具体的な事故事例や、製品の欠陥の考え方などについて知りたい。〈事業者〉

⇒クールネックリングについては、消費者庁の事故情報データベース(<https://www.jikojo.ho.caa.go.jp/ai-national/>)などでも、液漏れによる皮膚障害などの事故事例が、近年定期的に寄せられています。内液の主成分であるオクタデカンなどの炭化水素は、皮膚刺激性が高い成分ではありませんが、化粧品や医薬品などのように身体への使用を前提として品質管理をされたものとは異なるため、皮膚に付着すると、かぶれなどの原因となる可能性があります。また、外側の樹脂が経年劣化や同じ個所の折り曲げなどにより破れると液漏れしやすくなります。当センターのウェブサイトにも基本的な取り扱い方についての情報を記載しています([https://chemical-pl.jp/faq/product\\_neckring2/](https://chemical-pl.jp/faq/product_neckring2/))。なお、製造物責任(PL)法において「欠陥」とは、当該製造物の特性、通常予見される使用形態、製造業者等が製造物を引き渡した時期その他の事情を総合的に考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。欠陥には、一般に「設計上の欠陥」、「製造上の欠陥」のほか、製品に内在する危険性について、事故を防止・回避するために必要な使用方法や注意事項、警告表示などが十分に示されていない「指示・警告上の欠陥」があるとされています([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/pl\\_ga.html#q9](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_ga.html#q9))。製品の取り扱いに際し、消費者が安全に使用するために必要な情報や注意事項が適切に提供されていなかった場合には、個別の事情によっては、指示・警告上の欠陥が問題となる可能性があります。

- ◆ <猛暑対策でのクールネックリングの取り扱い方法について> テレビの情報番組を作成しているが、猛暑対策でクールネックリングについても取り上げたい。正しい取り扱い方法などについて、化学製品PL相談センターのウェブサイトの情報([https://chemical-pl.jp/faq/product\\_neckring2/](https://chemical-pl.jp/faq/product_neckring2/))を参考にしたい。〈メディア〉

⇒現在市販されているクールネックリングの多くに、「PCM (Phase Change Material : 相変化材料)」と呼ばれる素材が使用されています。PCMは、固体と液体の状態が変化する時(相

変化) に熱を吸収・放出する性質をもつ物質です。当センターでは個別の製品の情報は把握していませんが、飽和炭化水素で融点が28℃前後のオクタデカンなどを主成分にしているものが多いです。一般的な取り扱い方法および、成分については、ウェブサイトに掲載していますので、ご参考になさってください。

- ◆ <首の冷却リングについて> 番組ディレクターである。先日消費者庁が冷却して使う暑さ対策グッズについて、ウェブサイトで注意を呼び掛けていたが、事故情報は近年増えているのか。内容液は危険なものなのかなどを知りたい。〈メディア〉

⇒首の冷却リングについては、当センターでも過去にスポーツ時にリングが破れて皮膚トラブルになったという相談を受けたことがあります。そのため、当センターのウェブサイトでは「首回りの冷却に使うクールネックリングの中に含まれている成分は何か」「首の冷却用のクールネックリングを使用する際は、どのような点に注意すればよいか」という情報を発信しています。また、消費者庁が管理をしている事故情報DBシステム(<https://www.jiko.joho.caa.go.jp/ai-national/>)においても、2022年以降、首の冷却リングの内容液が皮膚に付着したといった事故情報が散見されます。リングの中には、融点が約28℃であるオクタデカンなどの飽和炭化水素を主成分とした相変化材料(PCM: Phase Change Material)が使用されている製品が多くみられます。これらの成分は、比較的安全性の高い材料とされていますが、水だけでは洗い流しにくく、皮膚につけたままにしておくと、皮膚刺激の原因となる場合があります。そのため、取り扱い上、破れたり内液が漏れる状況を防ぐこと、万が一皮膚に付着した場合は、石けんなどを用いて丁寧に洗い流すことが大切です。

#### ◆クレーム関連意見・報告等

なし

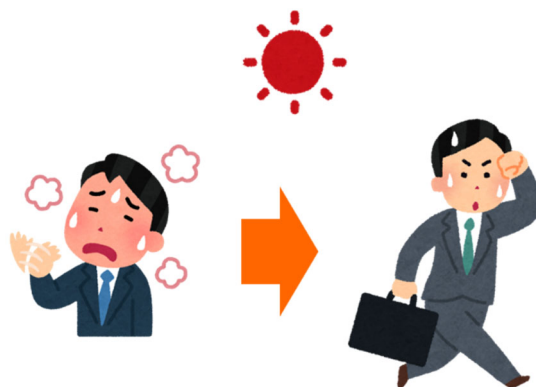
## コラム



## 慣れが教えてくれること

毎年、お盆休みが終わる頃になると、職場では熱中症への注意が改めて呼びかけられます。長い休みで生活のリズムが変わり、暑さから少し離れていた分、体が本調子に戻るまでには、思いのほか時間がかかるものです。その理由の一つが「暑熱順化」です。人は暑い環境で過ごすうちに、汗をかきやすくなったり、体の熱を逃がしやすくなったりして、暑さに体を順化させていきます。しかし、この暑熱順化には数日から 2 週間程度かかるとされ、一度順化されても、暑い環境

から数日離れるだけで順化能力が低下し始めることがあるとされています。休み明けに休み前以上の暑さを感じるのは、気のせいではなく、体がまだ暑さに慣れ直している途中だからかもしれません。



### ● 慣れは環境への適応

似たような現象は、登山でも見られます。標高の高い山では、空気が薄くなるため、体は呼吸数や赤血球を増やしながら、少しずつ高地の環境に順応していきます。一般に、標高 2,000～2,500m を超えるあたりから高山病のリスクが高まるとされ、無理のない登高ペースや休養日の設定が推奨されています。体が順応する時間を十分に確保せず、急激に高度を上げてしまうと、適応が追い付かず高山病を引き起こしやすくなるのです。



暑さにせよ、高地にせよ、体はそこで生きていくために、環境に合わせて少しずつ自らの状態を調整していきます。生物には、環境の変化に応じて自らの状態を変化させる能力が備わっており、暑熱順化や高地順応は、そのような生理的な適応の一例です。

「慣れる」という言葉には、感覚が鈍くなる、無頓着になる、といった印象がありますが、本来はその逆です。環境の変化に応じて、自分自身をより活動しやすい状態へと調整する、私たちが生きていくために欠かせない働きなのです。

### ● 視覚や聴覚に見る「感覚の慣れ」

感覚も慣れます。暗い部屋に入った直後は何も見えなくても、しばらくすると次第に周囲の物が見えるようになります。これは「暗順応」と呼ばれる現象で、目が暗さに合わせて感度を上げていくために起こります。

音についても、同じような順応があります。私たちは時計の秒針の音や冷蔵庫の運転音など、変化のない音には次第に注意を向けなくなります。一方で、いつもと違う物音や突然の音がすると、思わず振り向いてしまいます。

多くの動物にも同じような性質がみられます。変化のない刺激には過度に注意を向けず、その代わりに新しい変化や異常の兆候を素早く察知することで、捕食者や危険から身を守ってきたと考えられています。

す。つまり、「慣れ」は単に感覚を鈍らせるための仕組みではなく、本当に注意を向けるべき変化を見つけやすくするための仕組みでもあるのです。

## ● 嗅覚の順応と「香りのマナー」

このような順応は、私たちの嗅覚にも見られます。「嗅覚順応」と呼ばれる現象で、同じにおいを嗅ぎ続けるうちに、その刺激を感じにくくなっていく仕組みです。ただし、すべてのにおいに同じように慣れるわけではありません。腐敗臭や焦げ臭さ、ガス漏れなどのにおいは危険を知らせる重要な情報であるため、私たちの注意をひきつけやすいとされています。また、不快と感じるにおいも意識に残りやすい傾向があります。そのため、自分にとっては慣れて気にならなくなった香りでも、それを不快と感じる誰かにとっては「意識から消えない気になるにおい」になってしまうことがあります。



一方、危険を伴わない柔軟仕上げ剤や香水などの香りは、まさにこの嗅覚順応が起こりやすい典型です。使っている本人は次第に香りを感じにくくなり、「効果が落ちたのかな」と錯覚してしまいがちですが、それは製品のせいではなく自分の鼻が慣れた結果にすぎません。一方で、周囲の人はその香りに慣れていません。香りの感じ方には個人差があり、心地よいと感じる人もいれば負担に感じる人もいます。自分が感じている強さと、周囲が感じている強さは必ずしも同じではないのです。

自分の感覚だけを頼りに使用量を増やしてしまうと、気づかないうちに、周囲には想定以上に強い香りとして伝わっていることがあります。だからこそ、柔軟仕上げ剤などの使用に際しては、感覚ではなく表示された使用量が目安として示されています。実際、消費者庁など関係省庁が連名で作成した啓発ポスター「その香り困っている人もいます」でも、香りの感じ方の個人差を踏まえたうえで、表示された使用量を参考にすることや、公共の場での配慮が呼びかけられています。

お盆休みは、暑さへの慣れが一度リセットされ、体が再び暑熱順化を必要とする時期です。それは、自分の体が知らないうちに環境に適応していたことを、あらためて実感する機会でもあります。暑さにせよ、においにせよ、慣れは私たちが生きていくために欠かせない能力ですが、同時に、自分自身の変化を見えにくくすることもあります。「慣れた」と感じるとき、それは環境が変わったのではなく、自分自身が環境に合わせて変化してきた証なのかもしれません。

お盆休み明けには、暑さへの慣れを取り戻すだけでなく、つい快適になってしまった「休みモード」から日常生活への慣れ直しも、少し必要かもしれません。

## 参考にした情報

- ・厚生労働省「職場における熱中症予防情報」 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ・山岳医療救助機構「高山病とは」 <https://sangakui.jp/medical-info/cata02/medical-info-333.html>
- ・消費者庁ほか「その香り困っている人もいます」（香りへの配慮に関する啓発ポスター） [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/index.html#other\\_002](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002)

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物など当センターの最新情報を随時お知らせするeメールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
- ※個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：伊東(イトウ))



化学製品PL相談センター

<https://chemical-pl.jp>

ウェブサイトが新しくなりました



アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://chemical-pl.jp/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。